

自治会等への各種補助金

○各種補助金一覧（詳細は、該当ページを参照してください。）

No.	名称	趣旨	対象者	ページ
1	自治会運営費助成金	自治会活動の円滑な運営のため、自治会の各種活動に係る運営費を助成するもの。	各自治会	P. 1
2	集会所消防等施設保守点検費用助成金	災害時に地域の防災拠点となる集会施設の点検等に対して助成するもの。	各自治会	P. 2
3	自主防災組織資機材整備及び活動支援事業補助金	自主防災組織に対して、資機材整備費用や活動支援事業に対して補助するもの。	自主防災会	P. 3
4	消防施設整備事業補助金	自警消防団・自主防災会の消防施設の整備に対して補助するもの。	自警消防団 自主防災会	P. 5
5	防犯活動団体運営費助成金	防犯活動団体の運営費を助成するもの。	防犯活動団体	P. 6
6	コミュニティ活動事業補助金	川島町コミュニティ推進協議会が、地域の方達のボランティアによる自主的な活動に対して、材料費や道具代等を補助するもの。	各種団体	P. 7

○申請のながれ (P. 10)

川島町総務課

問合せ先：自治振興・危機管理グループ

049-299-1753(直通)

1 自治会運営費助成金

自治会活動の円滑な運営のため、自治会の各種活動に係る運営費を助成するものです。

対象者

各自治会（各区長より町総務課へ申請）

振込先：各区長の指定口座（自治会口座）※個人の口座ではなく、地区の口座です。

対象となる事業

- ①行政事務の周知に要する費用 → 班長手当
- ②防犯・防災活動に要する費用 → ボランティア保険代、資機材の整備
- ③環境美化に要する費用 → 美化運動費用
- ④その他 → 総務課へご相談ください。

<④の支出例>

- ・班長以外の自治会役員の手当
- ・集落センターの維持管理費用（地代や修繕費用）
- ・地区体育祭費用（お酒代は除く） 等

※対象とならない事業

- ①宗教的な行事への支出
- ②過度な飲食代（例 酒席に係るもの等）

助成金の額

**自治会加入世帯数（4月末日）×50円×12か月
（600円）**

申請のながれ<参考>

- ①交付申請書・請求書の提出
（5月～12月頃まで）
↓ 町から交付決定通知書・助成金報告書を送付、指定口座へ入金
- ②自治会運営費助成金報告書の提出（助成金事業終了後）
添付書類：領収書の写し等、使用内容が確認できるもの。
※助成金報告書は、翌年4月中旬までに必ずご提出ください。

よくある質問

- Q. 自治会運営費助成金の振込口座は、「会計〇〇〇〇」と会計の個人名になっている口座でもいいのか。
- A. 問題ありません。

- Q. 申請はどのタイミングですべきか。
- A. 自治会運営費については、すぐに申請して問題ありません。

2 集会所消防等施設保守点検費用助成金

災害時に地域の防災拠点となる集会所施設の点検等に対して助成するものです。

対象者

各自治会（各区長より町総務課へ申請）

振込先：請求書に記載された口座（自治会・自主防災会等の口座）

※個人の口座ではなく、地区又は団体の口座です。

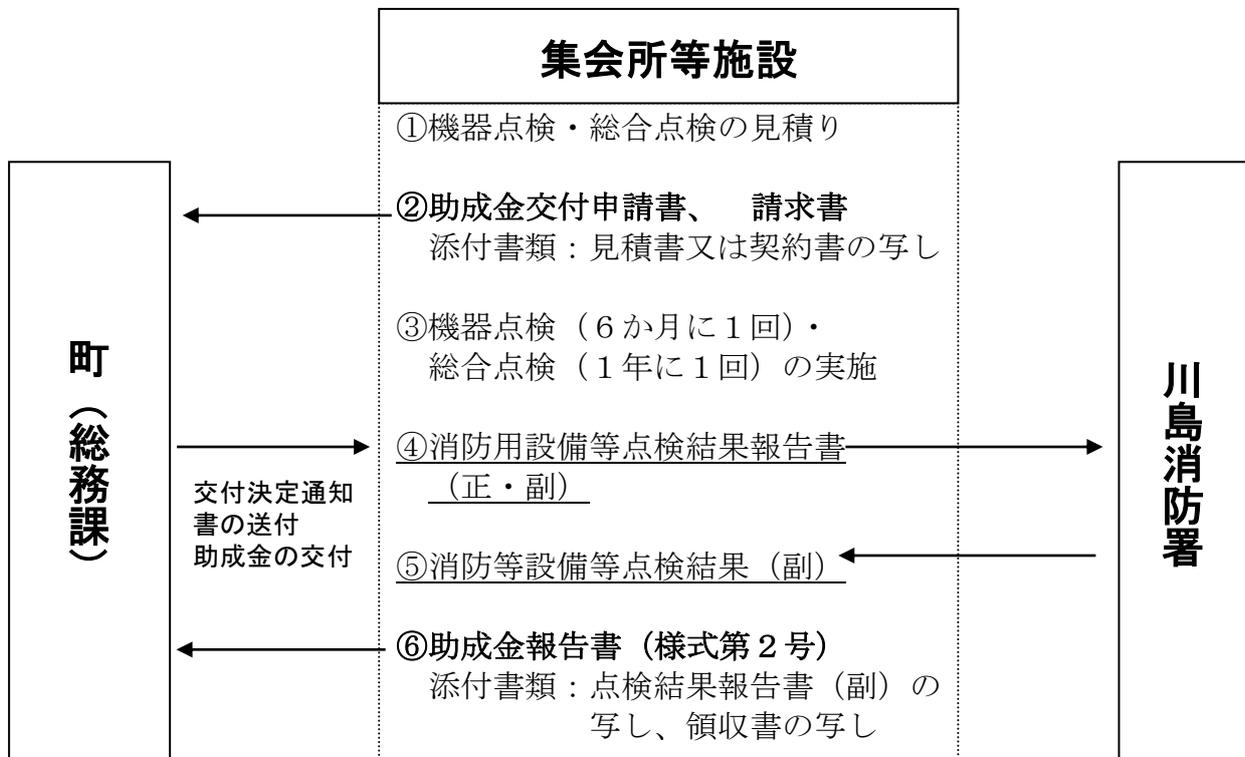
対象となる事業

- ①機器点検：集会所施設の消防用設備等の適正な配置、損傷及び機能について、外観又は簡易な操作による機器点検（6か月に1回）
- ②総合点検：消防用設備等の全部又は一部を作動させ、総合的な機能の確認（1年に1回）

助成金の額

点検等に要した額の2分の1以内（上限5,000円）

申請のながれ<参考>



よくある質問

Q. 申請はどのタイミングですべきか。

A. 点検2回分の補助なので、2回分の支出額が確定してから申請してください。

3 自主防災組織資機材整備及び活動支援事業補助金

自主防災会に対して、資機材整備費用や活動支援事業に対して補助するものです。

対象者

自主防災会

振込先：請求書に記載された指定口座（自主防災会等の口座）

※個人の口座ではなく、団体又は地区の口座です。

対象となる事業

① 自主防災組織資機材整備支援（以下のとおり）

区分	資機材名
防災資機材	
初期消火資機材	消火器、ホースボックス、活動服一式（消火活動用）、その他初期消火活動に必要な資機材
避難誘導用資機材	ハンドマイク、携帯用無線通信機（トランシーバー）、ヘルメット、その他避難誘導に必要な資機材
救助用資機材	バール、ジャッキ、のこぎり、チェーンソー、梯子、エンジンカッター、救命ロープ、担架、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	救急医療セット、その他救護活動に必要な資機材
避難生活用資機材	毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、発電器、ランタン、投光器、ろ水器、飲料水、炊飯装置、ストーブ、テント、組立式シャワー、車イス、リヤカー、防水シート、揚水機、ラジオ、その他避難生活に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材
その他	簡易収納庫、防災倉庫
水防資機材	
	長靴、レインコート、土のう袋、その他水防に必要な資機材

②活動支援事業

訓練時の炊き出しの材料・資機材点検時の燃料

補助金の額

①自主防災組織資機材整備支援事業補助金

資機材整備費用の4分の3以内（上限額は構成世帯数に応じた額）

<限度額>

区分	構成世帯数等	補助金限度額
防災資機材	200未満	100,000円
	200～299	110,000円
	300～399	120,000円
	400～499	130,000円
	500以上	140,000円
水防資機材	1団体	5,000円

②活動支援事業

上限100,000円（1団体あたり）

申請のながれ<参考>

①交付申請書、請求書の提出

↓ 町から交付決定通知書・実績報告書を送付、指定口座へ入金

②実績報告書の提出（助成金事業終了後）

添付書類：領収書の写し等、使用内容が確認できるもの。

よくある質問

Q. 可搬式ポンプの燃料代は対象になるが、オイル交換のオイル代も対象になるのか。
その対象となる一覧表はないのか。

A. 対象になります。活動支援事業については、補助対象の一覧はありません。

Q. 申請はどのタイミングですべきか。

A. 事業を開始する際に、見積書等を揃えて申請してください。

Q. 自主防災の補助金は3年間と聞いていたが、それはなくなったのか。

A. 以前はそういう意向であったが、現在のところは期限を設けていない。

4 消防施設整備事業補助金

自警消防団・自主防災会の消防施設の整備に対して補助するものです。

対象者

自警消防団・自主防災会（補助の対象とする組織は、どちらか一方とする）

振込先：請求書に記載された口座（自警団・自主防災会の口座）

※個人の口座ではなく、自主防災会等の口座です。

対象となる事業

- ①消防用器具置場建設費及び修理費
- ②ホース掛建設工事
- ③小型消防ポンプ購入
- ④サイレン設備費
- ⑤機械器具の修理費
- ⑥火の見やぐら撤去費

※対象とならない事業

- ①長靴などの消耗品

補助金の額

下記に要した費用の半額（上限額は下記のとおり）

- ①消防用器具置場建設費（上限 50 万円）及び修理費（上限 10 万円）
- ②ホース掛建設工事
- ③小型消防ポンプ購入
- ④サイレン設備費
- ⑤機械器具の修理費
- ⑥火の見やぐら撤去費（上限 15 万円）

申請のながれ＜参考＞

- ①交付申請書、請求書の提出
添付書類：見積書の写し
↓ 町から交付決定通知書を送付、指定口座へ入金
- ②領収書等の写しの提出（助成金事業終了後）

よくある質問

- Q. 地区によっては自警団が解散しているが、消防用器具置場を自主防災会の資材置場として利用したいと考えている。消防用器具置場を修繕した場合に自警団が解散していると申請はできないのか。
- A. 自警団が解散していても、自主防災会で申請できます。
- Q. 申請はどのタイミングですべきか。
- A. 事業を開始する際に、見積書等を揃えて申請してください。

5 防犯活動団体運営費助成金

防犯活動団体の運営費を助成するものです。

対象者

防犯活動団体

振込先：請求書に記載された口座（地区の口座）

※個人の口座ではなく、地区の口座です。

【防犯活動団体一覧】

中山防犯連絡会	伊草地区防犯連絡協議会	三保谷地区
① 中山南地区 ② 中山中地区 ③ 中山北地区 ④ 八幡地区	① 上伊草地区防犯連絡会 ② 伊草地区防犯連絡会 ③ 下伊草地区防犯連絡会 ④ 角泉地区防犯連絡会 ⑤ 飯・安地区防犯連絡会	① 大字平沼 ② 大字白井沼 ③ 大字紫竹 ④ 大字宮前 ⑤ 大字上貉・下貉 ⑥ 大字釘無 ⑦ 大字新堀・吉原 ⑧ 大字表
出丸地区防犯パトロール隊		
八ツ保地区防犯パトロール隊		
小見野地区、谷中防犯パトロール隊、小見野青色防犯パトロール隊		

対象となる事業

- ①活動時の保険代
 - ②パトロール時の飲み物代
 - ③防犯用品の購入
- 等

助成金の額

上限3万円(1団体あたり)

申請のながれ<参考>

- ①交付申請書、請求書の提出
添付書類：事業計画書、収支予算書
↓ 町から交付決定通知書・助成金報告書を送付、指定口座へ入金
- ②助成金報告書の提出（助成金事業終了後）
添付書類：領収書の写し等、使用内容が確認できるもの。

よくある質問

- Q. 申請はどのタイミングですべきか。
A. 事業を開始する際に、見積書等を揃えて申請してください。

6 コミュニティ活動補助金

川島町コミュニティ推進協議会が、地域の方達のボランティアによる自主的な活動に対して、材料費や道具代等を補助するものです。

対象者

各種団体

振込先：請求書に記載された口座（地区・団体の口座）

※個人の口座ではなく、地区の口座です。

【平成 28 年度申請団体】

（花いっぱい運動）

- ・長楽用水系花を育む会（正直地区）
- ・ピュア 21 花の会
- ・八幡団地自治会
- ・伊草地区町づくり花園会
- ・小見野「花・友の会」

（環境美化運動）

- ・伊草
- ・上狹
- ・関田
- ・出丸下郷

（伝統芸能継承活動）

- ・伊草

（集会所施設修繕）

- ・伊草

対象となる事業、補助金の額、補助期間

活動内容	活動対象経費	補助率	補助期間
防犯パトロール	ボランティアによる自主防犯パトロールを行うに当たって必要となるもの。 例) のぼり旗、ポール、ベスト、帽子、腕章、車貼付マグネット、蛍光反射電柱幕、拡声機、保険金、電池、懐中電灯、誘導灯、タスキ、青色回転灯、自転車反射プレート、反射立看板、活動時飲み物等	4 / 5	開始から 3年間
花いっぱい運動 (3年目まで)	ボランティアによる花いっぱい運動を行うに当たって必要となるもの。 例) 花苗、肥料、土、フラワーポット、花壇作り費用(ブロック・生コン)、水くれホース、車運搬謝礼・燃料代、活動時飲み物代等	4 / 5	開始から 3年間
(4年目以降)	上記補助内容のうち、花苗、肥料、土、保険代等、花いっぱい運動を継続するための実費分に限る。 なお、申請時に、購入内訳が判別できる見積書や領収書、又はそれに準ずるものを申請時に添付すること	実費相当額	上記補助 期間経過 後
環境美化運動	ボランティアによる環境美化運動(ゴミ集積所及び周辺美化運動を含む)を行うに当たって必要となるもの。 例) 軍手、ビニール袋、車運搬謝礼代、燃料代、作業保険代、活動時飲み物代等	4 / 5	開始から 3年間

伝統芸能継承活動	ボランティアによる地区の伝統芸能活動を継承するに当たって必要となるもの。 例) 衣装代、道具代、その保管管理費用等	4 / 5	開始から 3年間
お祭り開催活動	神事や祭礼とは別に、地域コミュニティ振興に寄与するためのお祭りを開催するに当たって必要となるもの。 例) 道具代、材料代、出演者謝礼金等	4 / 5	開始から 3年間
火の見やぐら保存活動	地域の消防・防災活動において永年重要な役割を果たしてきた火の見やぐら(町有形文化財にされたものを除く)を地域で保存する場合に必要な保存活動費用。 例) やぐらの躯体の修繕及び塗装補修代等	4 / 5	開始から 1年間 (その後は、 経年劣化の 状態に応じ て1年間)
集会所施設の修繕	地域の交流の場となり、また、災害時には地域の一時避難所となる集会所施設の修繕等をするとき要する費用。 例) ペンキ代、木材等の材料費代等	4 / 5	開始から 1年間 (その後は、 経年劣化の 状態に応じ て1年間)
※その他コミュニティ推進協議会が必要と認めるもの。			

申請のながれ<参考>

①交付申請書、請求書の提出

添付書類：事業計画書、収支予算書

↓ 町から交付決定通知書・実績報告書を送付、指定口座へ入金

②実績報告書の提出(助成金事業終了後)

添付書類：事業報告書、収支清算書、領収書の写し等、使用内容が確認できるもの。

よくある質問

Q. 申請はどのタイミングですべきか。

A. 事業を開始する際に、見積書等を揃えて申請してください。

Q. 1団体で複数事業の申請ができるのか。

また、複数事業の申請ができる場合の補助金限度額はいくらか。

まとめて申請してもいいのか。

A. 1団体で複数事業の申請ができます。

また、補助金限度額は、事業ごとに上限10万円です。

まとめて申請していただいても、別々に申請していただいても大丈夫です。

Q. 伝統芸能継承活動、お祭り開催活動は、最近補助した実績はあるのか。

A. 伝統芸能継承活動は、平成28年度に1件実績があります。

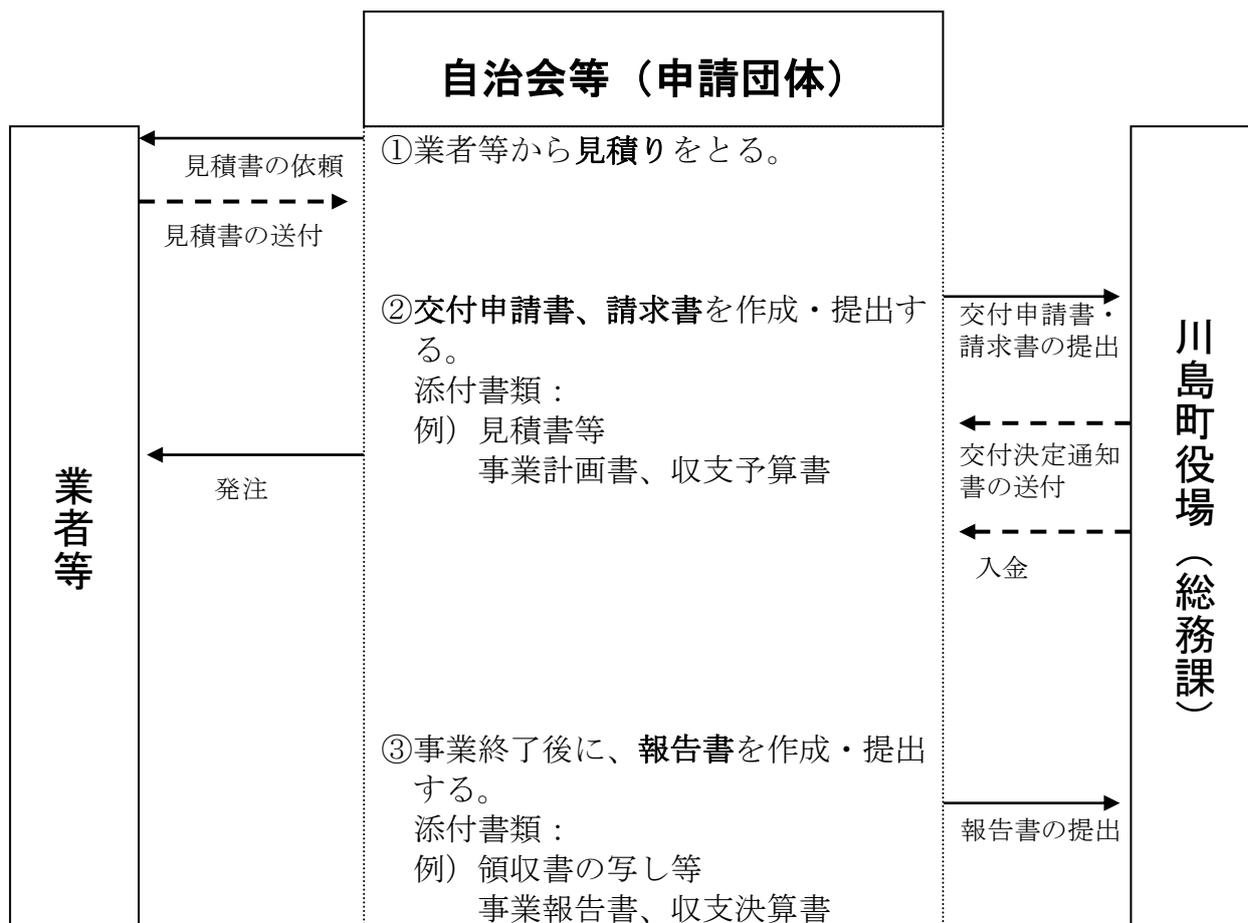
お祭り開催活動は、平成27年度に1件実績があります。

- Q. 集会所の修繕は、職人に頼むのはだめなのか。
- A. 補助の趣旨上、対象外となる。地域の方達で、活動してもらうもののみが対象です。
-
- Q. ごみ集積所改修事業について、鋼鉄製のごみ集積所でも補助の対象となるのか。
- A. 対象になります。素材については、決まりはありません。
-
- Q. ごみ集積所改修事業を昨年度実施しているので、補助期間の3年間でスタートしているのか。
- A. 3年間でスタートしていることになります。
-
- Q. コミュニティ補助金は、1自治会単位の申請ではなく複数の自治会での事業で申請することも可能か。現在、高齢者の交流事業を考えている。
- A. 複数単位での申請も可能です。

申請のながれ＜参考＞

各種補助金等の基本的な申請方法は、下記のとおりです。

※ 集会所消防等施設保守点検費用助成金は、川島消防署へ結果報告書（正・副）を提出する必要があります。



ご質問がございましたら、町総務課(☎299-1753)へご連絡ください。